

## ケアズ・ファム 利用規約

お客様は、株式会社ブライト・ヴィー（以下「甲」と記す）が提供する「ケアズ・ファム」（以下「本サービス」と記す）の利用に関する契約（以下「本契約」と記す）及び本サービスの利用について、以下の通り同意するものとします。

この規約（以下「本規約」と記す）は、本サービスに関し、サービス提供事業者である甲、甲が選定する再販売代理店（以下「販売店」と記す）がお客様に販売する本サービス利用についての基本的な事項を規定したものであり、本規約は甲・販売店・お客様に適用されます（以下、甲・販売店を「販売者」と記す）。

### 第1条（規約の変更）

1. お客様は、本サービスを利用することにより、本利用規約に同意したものとみなされます。お客様は、本サービスを利用するにあたり、本利用規約を事前に確認のうえ誠実に遵守するものとします。
2. 甲が本規約の変更が必要と判断した場合、お客様個別の同意を得ることなく本規約を変更することがあり、この場合の本サービスの提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
3. お客様が、本規約の変更不同意の場合は、本サービスを使用することができないものとします。
4. 甲は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスウェブサイトにおいて周知するものとし、効力発生後、お客様が本サービスを利用した場合には、お客様は、本規約の変更同意したものとみなされます。

### 第2条（本サービスの利用申込と契約の成立）

1. お客様は、本サービス利用の申込を行う場合には、本サービス内容及び本規約を理解・承諾の上、甲が指定する利用申込書に必要事項を記入し、販売者に対して提出するものとします。利用申込書は利用開始希望日の7日以上前に提出するものとし、利用開始日については販売者と協議の上、決定するものとします。
2. お客様は前項の利用申込書と合せて、販売者所定の事項を記載した注文書を販売者に交付するものとします。
3. 甲がお客様から利用申込書の提出をもって申込みを受け、甲が承認した時点で契約の成立とします。

### 第3条（本サービスの利用）

1. お客様は利用申込書に記載されたお客様の事業所においてのみ本サービスを利用できるものとし、有償・無償を問わず、お客様が本サービスを第三者に利用させることはできないものとします。
2. 本サービスは、アマゾン・ドット・コム またはその子会社・関連会社が提供しているクラウド・オペレーティング・システム Amazon Web Services（アマゾン ウェブ サービス、以下 AWS）をプラットフォームとして提供されます。お客様のデータは AWS プラットフォームのデータセンターに保管されます。販売者は、AWS の稼働・不稼働・可用性や処理能力、同データセンターにおけるデータの入力、利用、管理、保管、抹消等について、販売者の故意または重過失があった場合を除き、一切責任を負いません。
3. 本サービスにおけるアプリケーションの一部は、アップルやグーグル またはその子会社・関連会社が提供しているアプリケーション配信サービス「App Store」や「Google Play」から提供されます。販売者は、App Store または Google Play の稼働・不稼働・可用性や処理能力、同データセンターにおけるデータの入力、利用、管理、保管、抹消等について、販売者の故意または重過失があった場合を除き、一切責任を負いません。
4. お客様は、本サービスを利用するにあたり、販売者がシステムの運用やメンテナンス等の本サービスの維持のために、個人情報を含むデータを扱うことがある旨を該当する個人に通知し、同意を得ているものとします。

### 第4条（利用許諾期間）

1. 本契約により許諾を与えられるソフトウェアの利用許諾期間は、第2条1項の利用申込書に準じます。尚、本サービスの利用開始日は、お客様が利用申込書を以て申請された本サービスの利用開始希望日、または本サービスの稼働条件が満たされた時とします。

### 第5条（請求、料金、支払方法）

1. お客様は本サービス月額利用料金もしくは第4条1項に記載の利用許諾期間に対する一括料金を販売者の定める期日及び方法により支払うものとします。
2. 本サービスの料金については、第2条2項の注文書に準じます。
3. 販売者は、利用許諾期間における途中で利用中断等理由の如何を問わず、支払いを受けた料金の払い戻しは行いません。
4. お客様が利用料の支払を延滞した場合、お客様は、当社に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
5. 販売者は利用開始月、解約月の利用料の日割り計算は行わず、お客様は解約日に関わらず、当月分の利用料を支払うものとする。

## 第6条（契約不適合責任）

1. 甲が本サービスに契約の内容に適合しないものを発見し、当該箇所について、修補が必要と判断したときは、無償で本サービスを修補するものとします。甲は、自己の裁量にて、当該箇所の修補の優先順位を決定することができるものとし、お客様に対して、本サービスの修補の時期を確約する義務を負わないものとします。
2. 契約不適合箇所が重大なため、第6条1項によっても修補されないことで、お客様が本契約について目的を達成できない場合は、お客様は本契約を解除することができるものとします。なお、本契約の解除の効果は将来に向かって生じるものとし、遡及しないものとします。
3. お客様が甲の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお客様がプログラムコードに手を加えた結果発生した不具合については、甲は一切の責任を負わないものとします。
4. 甲は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わないものとします。

## 第7条（保守サービス）

1. 本サービス運用のための保守サービスについては、甲がお客様窓口となり、お客様に提供するものとします。

## 第8条（免責）

1. 販売者は、天災地変、政府又は政府機関の行為、法律・規則・命令の順守、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疾病、戦争（宣戦布告の有無を問いません）、戦争状態、敵対行為、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、運送機関の遅延、通信回線等の事故、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。
2. 販売者は、AWS 提供事業者、App Store / Google Play 提供事業者等のサービスの停止、その他販売者の責に帰することができない事由により本契約に定める義務を履行できない場合には、一切責任を負いません。
3. 本サービスの稼働または不稼働によりお客様に生じた損害について販売者に責任がある場合においても、その責任は、債務不履行、契約不適合責任、不法行為その他法律上の原因の如何を問わず、問題となった本サービスに関し販売者が受領した料金額を上限とするものとし、また、お客様の逸失利益や特別の事情による損害については、販売者は一切責任を負わないものとします。
4. 販売者は、本サービスがお客様の特定の事業の目的に適合すること等を保証するものではありません。

## 第9条（禁止事項）

お客様は、次の各項に定めることを行うことができません。

1. 本サービスの一部、若しくは全部の修正、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルを行うこと、又は第三者にそれらの行為を行わせること。
2. 本サービスの類似品、模倣品、又はデッドコピー等を制作、売買、譲渡、貸与、保有又は使用すること。
3. 本サービスの製品表示、著作権表示もしくはその他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項を削除ないし改変すること。
4. 本サービスの著作権その他の知的財産権が、甲以外の者に帰属するものであると第三者に誤認させること。
5. 本サービスのソースコード、オブジェクトコード、モジュール、システム設計書及びその他の非公開の技術情報を開示又は漏洩すること。

6. 本サービスの構成部分を分離して使用すること。
7. 甲又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害すること。
8. 甲又は本サービスと同一又は類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有もしくは使用すること。

#### 第10条（秘密保持）

1. お客様及び販売者は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の情報で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。
  - ① 相手方から秘密である旨の表示を付された上で開示された情報
  - ② 相手方から口頭もしくは映像等により開示を受け、その2週間以内に、当該情報の概要、提供日及び情報の名称等を記載した文書により、相手方から秘密である旨を特定された情報
  - ③ 相手方から開示されたソフトウェアのソースコード、及びシステム設計書等の技術情報
2. 前項の規定にかかわらず、お客様及び販売者は、次の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができるものとします。
  - ① 自己又は関係会社の役員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合
  - ② 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合
3. 本条1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外するものとします。
  - ① 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - ② 開示を受けた際、既に公知となっている情報
  - ③ 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - ④ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
  - ⑤ 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
4. お客様及び販売者は、秘密情報の複製物についても秘密情報と同等に取り扱うものとします。
5. お客様及び販売者は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、若しくは相手方に返却しなければならないものとします。
6. お客様は、本契約に関連して販売者より開示された情報に基づき、特許、商標又は実用新案等の出願等を行うことはできないものとします。
7. 甲は次のいずれかの場合には、本サービスの履行に関して知り得た機密情報をお客様に通知することなく、以下の範囲で集計・分析・調査または開示することができるものとします。
  - ① 本サービスの機能向上のために、お客様が入力した情報について、個人を識別・特定することなく集計・分析等すること。
  - ② 販売者が本サービスを正常に運営するために必要な調査をすること。
  - ③ 法令の定めに基づき、又は、権限のある官公署からの要求により開示すること。
8. 本条の規定は、本契約終了後も、引き続き効力を有するものとします。

#### 第11条（本サービスの解約）

1. お客様は、所定の方法により本サービスを解約することができるものとします。但し、お客様が販売者に対して負担する債務がある場合は、直ちに全ての債務の支払をしなければなりません。
2. 解約は、解約申込が受理された翌月末をもって成立することとします。例として9月末での解約を希望する場合は、8月末までに解約申込みを申請し、受理される必要があります。

#### 第12条（サービスの変更・終了）

1. 販売者はバージョンアップのため予告なく仕様その他諸条件の変更を行う場合があります。変更の結果生じたお客様の損害については、販売者は一切責任を負わないものとします。
2. 甲は、本サービスで提供する機能及び利用条件について、軽微な変更についてはいつでも変更できるものとします。なお、利用条件の変更にあたっては、変更日の前までにお客様に対して通知し、利用者が、変更日までに、利用契約の解約を申し出なかった場合、利用条件の内容変更に同意したものとみなします。

3. 甲が提供するサービスにおける利用料金の改定については、販売者にて協議の上、1ヶ月以上前にお客様に予告するものとします。
4. 甲が本サービスの提供を終了する場合には、その時点で有効な契約期間の終了日より3ヶ月以上前に予告するものとします。この予告による本サービスの提供の終了については、販売者は一切責任を負いません。

### 第13条（お客様のサービス利用の停止について）

1. 販売者は、お客様に、以下各号に定める停止事由が存する場合、各号に定める再開事由が生じるまでの間、サービスの提供を停止することがあります。
  - ①（停止理由）販売者から、お客様に対し、未払料金の支払いを請求した場合において、請求時に指定した期限までに未払料金の支払いが確認できないこと  
（再開理由）未払料金全額の入金が確認されること
  - ②（停止理由）未払料金が発生し、かつ、販売者からお客様に連絡が取れないこと  
（再開理由）お客様に連絡がとれ、かつ、未払料金全額の入金が確認されたこと
  - ③（停止理由）販売者からお客様に連絡を取る必要がある場合において、お客様に連絡がとれないこと  
（再開理由）当該のお客様に連絡が取れること
  - ④（停止理由）その他、販売者が、合理的な理由に基づき不適切と判断する行為  
（再開理由）当該の事象に対して、是正措置が取られること
2. 本条項の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより発生した損害について、甲は原則として一切の責任を負わないものとします。

### 第14条（協議解決）

1. 本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとします。

### 第15条（疑義・紛争解決）

1. 本規約に基づく権利または法律関係を訴訟物とする紛争が生じた場合には、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

### 第16条（その他）

1. 本規約の特定の条項が、何かしらの理由により無効または執行不可能と判断された場合においても、残りの条項は有効とします。
2. 本規約は販売者とお客様の間で完全に合意したものとします。
3. 本規約に明示的に記載されていない全ての権利は、甲に帰属するものとします。

以上

2021年9月1日制定